

(会告)

社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度  
第21回超音波検査士資格更新実施について

社団法人日本超音波医学会  
理事長 千田 彰一  
認定超音波検査士制度委員会  
委員長 増山 理

社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士の資格更新を下記の要領にて実施いたします。

資格更新対象者の超音波検査士の方は、以下の事項を熟読の上、学会事務局「超音波検査士資格更新」係に申請書類を請求し、所定の手続きを経て申請して下さい。

なお、資格更新の申請を行わない場合は、認定超音波検査士の資格が取り消されます。

ただし、取得単位数が規定の点数に達しない方に対しては、1年間を限度とした更新猶予の制度が設けられています。

また、書類請求期間は2010年10月1日(金)～2010年12月24日(金)といたします。

第21回「超音波検査士」資格更新実施要項

1. 資格更新対象者	以下の条件をすべて満たす者 1) 日本国の看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師の何れかの免許を有すること 2) 社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士で、2006年4月1日付で認定されている者 (有効期限2011年3月31日まで) 3) 継続して社団法人日本超音波医学会または日本超音波検査学会の会員であること 4) 超音波検査士の認定を受けてから5年間に、資格更新に必要な研修・業績単位数を25単位数以上取得していること
2. 申請書類の請求	1) 角2号(A4サイズ)の返信用封筒(宛名明記、140円切手貼付)を同封し、「超音波検査士更新申請書類希望」と朱書きの上、下記の宛先に請求すること 2) 返信用封筒にRMS No.(検査士 No.)を氏名横に明記すること 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23-1 お茶の水センタービル6階 社団法人日本超音波医学会 超音波検査士係
3. 申請書類提出期間	2010年12月1日(水)～2011年1月31日(月) <当日必着>
4. 更新審査・認定料	5,000円 既納の更新審査・認定料は、いかなる理由があっても返却しない
5. 資格更新猶予および保留申請について	1) 資格更新猶予申請について 更新申請期限内に規定の研修・業績単位数に達しないことが見込まれる場合、上記の申請受付期間内に所定の手続きを経た上で、1年間を限度として資格更新猶予期間を与えられる。猶予手数料は5,000円 2) 資格更新保留申請について 特別な事情(海外留学、長期の病気療養など)の場合は、証明書を添付の上、資格更新保留申請をすることができる 資格更新猶予の申請書類は、角2号(A4サイズ)の封筒(宛名明記、120円切手貼付)を同封し、本学会事務局「超音波検査士資格更新」係まで、資格更新猶予または保留申請書類請求と朱書きの上、請求すること
6. その他の事項	1) 指定期間内に資格更新を行わなかった場合は、社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度規則により超音波検査士として資格は喪失する 2) 不明点は、社団法人日本超音波医学会「超音波検査士」係に問い合わせること (TEL : 03-6380-3711 E-mail : soumu@jsum.or.jp)

\*超音波検査学会の会員で更新をされる方は所定の在籍証明書が不要になりました。

\*日本超音波医学会会員で、バーコードカードで登録された資格更新単位、及び本会ホームページの会員専用ページから資格更新単位をWEB登録された方のうち、資格更新単位が既に25点を超えている方については、本会ホームページの会員専用ページから資格更新の申請が可能となっておりますので、是非ご利用下さい。